

レガシー連携推進プロジェクト運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、共生社会の実現に向けかわさきパラムーブメント推進ビジョンに基づき策定されたレガシーの形成を目的として、かわさきパラムーブメント推進本部設置要綱第5条第5項に基づき、レガシー連携推進プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 プロジェクトの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) レガシー形成に向けた取組に関すること。
- (2) その他レガシーに関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 プロジェクトは、事務局長及び委員をもって組織する。

- 2 事務局長は市民文化局担当部長（パラムーブメント推進担当）をもって充てる。
- 3 事務局長は、プロジェクトの事務を総理し、プロジェクトを代表する。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 事務局長及び委員は、別表第2に掲げるレガシーを総括する。
- 6 事務局長は、前条に掲げる所掌事務において必要があると認める場合には、別表第1に掲げる者のほか、必要に応じ委員を選任することができる。

(連絡会)

第4条 プロジェクトの連絡会は、必要に応じ事務局長が招集する。

2 事務局長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

3 委員はプロジェクトの連絡会に出席できないときは、その指名する代理人を出席させることができる。

(ワーキング)

第5条 委員は、第2条に定める所掌事務を具体的に検討するため、必要に応じて、検討事項、構成員その他ワーキングの運営に関する事項を事務局長と協議の上、ワーキングを置くことができる。

2 ワーキングの座長は、事務局長と協議を諮った委員が協議の上、定める。

3 ワーキングは、座長が招集し、検討結果等を事務局長に報告するものとする。

4 ワーキングの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(事務局)

第6条 プロジェクトの事務局は、市民文化局（パラムーブメント推進担当）に置く。

(委任)

第7条 前各条に定めるもののほか、プロジェクト運営に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

事務局長	市民文化局担当部長（パラムーブメント推進担当）
委員	市民文化局コミュニティ推進部長
委員	市民文化局市民スポーツ室長
委員	市民文化局市民文化振興室長
委員	経済労働局労働・人材支援部長
委員	健康福祉局障害保健福祉部長
委員	まちづくり局指導部長
委員	教育委員会教育政策室長

別表 2（第 3 条関係）

レガシー 1	教育委員会教育政策室長
レガシー 2	市民文化局担当部長（パラムーブメント推進担当）
レガシー 3	まちづくり局指導部長
レガシー 4	市民文化局市民スポーツ室長
レガシー 5	市民文化局市民文化振興室長
レガシー 6	市民文化局コミュニティ推進部長
レガシー 7	経済労働局労働・人材支援部長
レガシー 7	健康福祉局障害保健福祉部長